

# 放射性物質等の輸送法令集

2009 年版



**(社) 日本原子力産業協会**

#### 本法令集の編集にあたって

※本法令集の編集にあたっては、以下の通り、補足的事項の注記や図表等に若干の修正等を行っております。

- ・必要に応じて、関係箇所编者により【編注】を置き、補足的な事項を注記しております。
- ・図のうち、標識マーク（文字の見えにくい部分や、しゃせん部分等）に若干の修正を加えております。

社団法人 日本原子力産業協会 政策推進第1部

## はじめに

放射性物質等の輸送法令集は、関係者の皆様の実務必携書として、数次にわたり版を重ねて参りました。2002年度版の刊行以来、2006年4月に本協会が日本原子力産業会議を改組改革して発足した以降も、会員はじめ関係者の皆様からのご要望があり、2年前に2007年版を刊行、多くの関係者の皆様にご活用いただいております。

今回は2007年版以降の関連規則改訂等を反映して2009年版として刊行いたしました。引き続き、ご愛顧賜り、ご活用いただければ幸いです。

本協会では、2006年10月に下記の原子力産業安全憲章を制定し、会員はじめ産業界の安全な事業活動を期するため、定着活動を展開しております。本法令集につきましても、原子力産業の血脈を支える重要な輸送分野において、日々の安全で着実な実務を進めるうえでお役に立てていただければと存じます。

編集にあたりましては、最新の規則等の反映を行うとともに通達類につきましても適宜最新版の収載に つもめましたが、まだ改善の点があるものと思っておりますので、ご指摘などいただきますようお願いいたします。

末筆ながら、本法令集の編集にあたり、各分野の専門家、関係機関等からの格別のご協力を賜りましたことを衷心より御礼申し上げます。

(社) 日本原子力産業協会  
2009年6月

### 【原子力産業安全憲章】

2006年10月23日制定

#### ◆ 序文

原子力は、エネルギーの安定供給や地球環境保全など持続可能な豊かな社会の実現をはかる上で必要不可欠であり、将来にわたり大きな役割を果たすものである。一方、原子力には潜在的な危険性があるため、その利用にあたっては、安全確保が大前提である。

このため、われわれ原子力産業に携わる者は、何よりも「安全」を基盤とし、公正、公明かつ誠実に活動することが求められている。また、重要な使命を担う者としての誇りと責任感を持ち、日々の実践を通じて、原子力に対する社会の不安感を払拭し信頼感を醸成し、安心を得るために真摯に取り組む必要がある。

われわれはここに改めて、原子力産業に携わる者一人ひとりの行動の指針として「原子力産業安全憲章」を定める。

各組織のトップは、本憲章がそれぞれの組織の現場第一線まで浸透し、自主的かつ継続的な取り組みとして確実に実践され、安全実績の長期継続がはかられるよう、必要な措置を講じることとする。

【第1条】 いかなる状況にあっても、責任感と使命感を持ち、安全確保をすべてに優先させる。

【第2条】 過去の失敗事例に謙虚に学び、安全情報の共有により安全対策の徹底を図る。

【第3条】 不安全と感じたことをいつでも話し合える、風通しのよい職場環境づくりにつとめる。

【第4条】 良好な安全実績にも慢心することなく、常に「問いかける姿勢」を持ち続ける。

【第5条】 広く社会の声に誠実に耳を傾けるとともに、マイナス情報も積極的に公開する。

社団法人 日本原子力産業協会

## も く じ

## I 核燃料物質等の運搬関係法令

図 核燃料物質等の運搬に関する基本体系	1
<b>A 陸上輸送関係法令</b>	
<b>Aの1 工場又は事業所内の運搬関係</b>	
図 核燃料物質等の事業所内運搬関係法令と体系	1
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)	2
○核燃料物質の加工の事業に関する規則(抄)	4
○使用済燃料の再処理の事業に関する規則(抄)	5
○核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(抄)	6
○核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(抄)	7
○研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則(抄)	8
○核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示	9
○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(抄)	11
○核燃料物質の使用等に関する規則(抄)	12
○核原料物質の使用に関する規則(抄)	13
○核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示	14
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(抄)	16
○使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(抄)	17
○工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示	18
○実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則(抄)	20
○核燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める件	21
<b>Aの2 工場又は事業所外の運搬関係</b>	
図 核燃料物質等の事業所外運搬関係法令と体系	23
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)	24
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(抄)	29
○防護対象特定核燃料物質の輸送に係る核物質防護に関する情報の取扱について	31
○特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則	33
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則	35
○平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第三条等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等)	43
○工場又は事業所の外において運搬される核燃料輸送物の確認等に関する事務手続きについて(原子力安全・保安院通達)	59
○車両運搬確認申請書、容器承認申請書及び核燃料輸送物設計承認申請書に添付する説明書の記載要領について(原子力安全・保安院通達)	68
○輸送容器の製作に係る品質マネジメント指針について(原子力安全・保安院通達)	84
○核燃料物質等の工場または事業所の外における運搬に関する確認等について(文部科学省原子力安全課長通達)	89
○車両運搬確認申請書及び容器承認申請書の説明書並びに核燃料輸送物設計承認申請書の記載事項について(文部科学省核燃料規制課通達)	100
○核燃料物質輸送容器の製作に係る品質管理審査指針(文部科学省核燃料規制課通達)	114
○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示(抄)	118
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の溶接検査及び運搬物確認に関する省令	119
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令	120
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の運搬方法確認に関する省令	121
○核燃料物質等車両運搬規則	122
○核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示	128
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十二条の三に規定する国土交通大臣への報告に関する規則	134
○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則	134
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする	

職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令	135
○放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について （依命通達）	137
○旅客自動車運送事業等運輸規則（抄）	146
○道路運送車両の保安基準（抄）	146
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（抄）	147
○核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令〔警察庁関係〕	148
○報告徴収関係	151
○事故発生時の措置等（法第六十三条、六十四条）	151
○運搬証明書の交付手続	151
○運搬証明書の返納手続	151
○運搬証明書の書換え手続	151
○運搬証明書の再交付手続	151
○第1 運搬届出書の記載要領	152
○第2 書換え申請書の記載要領（続き）	157
○第3 再交付申請書の記載要領（続き）	158
<b>B 海上輸送関係法令</b>	
図 核燃料物質等の船舶運送関係法令と体系	159
○船舶安全法（抄）	160
○船舶安全法施行規則（抄）	161
○危険物船舶運送及び貯蔵規則（抄）	162
○船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示	180
○船舶による危険物の運送基準等を定める告示（抄）	196
○低レベル放射性廃棄物運搬船の取り扱いについて（運輸省海上技術安全局長通達）	204
○照射済核燃料等運搬船の取扱いについて（国土交通省海事局長通達）	205
○危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性輸送物の安全の確認等について（国土交通省海事局長通達）	208
○危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく核物質防護上の措置について（国土交通省海事局長通達）	219
○危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性物質輸送容器及びその使用方法の承認申請に係る 「輸送容器の製作に係る品質管理に関する説明」について（国土交通省海事局検査測度課長通達）	222
○放射性物質等運送届の提出等について（海上保安庁）	225
○危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令（昭和53年12月28日、運輸省令第71号） の施行に伴う管区海上保安本部の長の行う事務について（海上保安庁依命通達）（抄）	226
○港則法（抄）	231
○港則法施行令（抄）	231
○港則法施行規則（抄）	232
○港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（抄）	232
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）	233
○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時の措置に関する規則	233
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする 職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令	233
<b>C 航空輸送関係法令</b>	
図 核燃料物質等の航空輸送関係法令と体系	234
○航空法（抄）	235
○航空法施行規則（抄）	236
○航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示	237
○放射性物質等の輸送規制について（国土交通省航空局長通達）	258
○放射性輸送物輸送確認申請書に添付する「輸送計画書」の記載事項等について （国土交通省航空局技術部運航課長通達）	265
○放射性輸送物確認申請書に添付する「安全解析書」の記載事項等について （国土交通省航空局技術部運航課長通達）	269
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）	272
○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則	272
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする 職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令	272

## II 放射性同位元素等の運搬関係法令

☒ 放射性同位元素等の運搬に関する基本体系	273
☒ 放射性同位元素等の輸送に関する規制法令	273

### A 陸上輸送関係法令

#### Aの1 工場又は事業所内の運搬関係

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）	274
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）	276
○放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示	279

#### Aの2 工場又は事業所外の運搬関係

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）	281
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（抄）	286
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）	287
○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成十二年科学技術庁告示第五号）（抄）	295
○平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の三等の規定に基づく放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等）	301
○放射性同位元素等の運搬に関する文部科学大臣の承認等について（文部科学省科学技術・学術政策局長通知）	312
○「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」及び「放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の一部改正等について（文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長通知）	315
○登録認証機関等に関する規則（抄）	317
○放射性同位元素等車両運搬規則	323
○放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示	328
○放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令	333
○放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）	335
○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則	341
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令	342
○放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令〔警察庁関係〕	343
○運搬届出関係（法第十八条、府令第二、三、四条）	345
○報告徴収関係（法第四十二条、府令第五条）	345
○事故発生時等の措置関係（法第三十二、三十三条第二項）	345



### B 海上輸送関係法令

☒ 放射性同位元素等の船舶運送関係法令と体系	346
○船舶安全法（抄）	346
○危険物船舶運送規則（抄）	346
○危険物船舶運送告示	346
○国土交通省海事局長通達	346
○海上保安庁行政指導文書（その一）	346
○海上保安庁行政指導文書（その二）	346
○港則法（抄）	346
○港則法施行規則（抄）	346
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）	346
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）	346
○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則	346
○立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令	346

### C 航空輸送関係法令

☒ 放射性同位元素等の航空機輸送関係法令と体系	347
○航空法（抄）	347
○航空法施行規則（抄）	347
○放射性物質等航空輸送告示	347

○国土交通省航空局長通達	347
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）	347
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）	347
○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則	347
○立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令	347
<b>Ⅲ 放射性医薬品の運搬関係法令</b>	
☒ 放射性医薬品の運搬に関する基本体系	348
☒ 放射性医薬品の輸送に関する規制法令	348
○薬事法（抄）	349
○放射性医薬品の製造及び取扱規則（抄）	351
○放射性物質等の運搬に関する基準	355
○放射性物質の数量等に関する基準（抄）	368
○放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令、放射性物質等の運搬に関する基準及び放射性物質の数量等に関する基準の一部を改正する件の施行について	370
<b>Ⅳ 関係法令等</b>	
○原子力災害対策特別措置法（抄）	372
○原子力災害対策特別措置法施行令（抄）	375
○原子力災害対策特別措置法施行規則（抄）	376
○郵便法（抄）	378
○昭和二十二年通信省告示第三百八十四号（郵便法第十二条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物）（抄）	378
○警備業法（抄）	379
○警備員等の検定等に関する規則（抄）	380
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る国際原子力事象評価尺度（INES）の運用について 他（文科省、経産省、国交省（陸海空）分）	385
<b>Ⅴ 定義</b>	
○原子力基本法（抄）	393
○核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（抄）	393
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）	394
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）	394
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（抄）	395
○平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等）（抄）	395
○放射性医薬品の製造及び取扱規則（抄）	396
● 放射線の量等の単位及び換算表	397


  


I 核燃料物質等の運搬関係法令





## Ⅱ 放射性同位元素等の運搬関係法令



### ■ ■ ■ III 放射性医薬品の運搬関係法令

## IV 關係法令等



■ V 定 義

